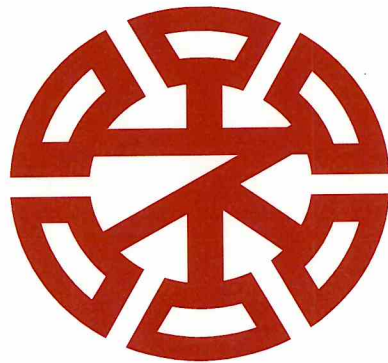


根室市森林整備計画 変更計画書



計画期間 自 令和 4年 4月 1日
至 令和14年 3月31日
(令和6年4月 1日変更)

根 室 市

計画変更の理由と始期

1 変更理由

- ①地域森林計画に適合させるための変更
- ②「森林総合技術セミナー・テキスト 人工林の施業—保育編—（北海道立林業試験場監修）」に適合させるための変更

2 変更内容

- ①その他、地域森林計画に基づく文言の変更
- ②「森林総合技術セミナー・テキスト 人工林の施業—保育編—（北海道立林業試験場監修）」に基づく下刈りの標準的な実施時期の変更

変更始期

令和6年4月1日から適用する。

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	
II 森林の整備に関する事項	6
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5 その他必要な事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3 その他必要な事項	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
5 その他必要な事項	
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4 その他必要な事項	

- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・・・・・ 29

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項・・・・・・・・・・・・ 31

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

別表2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法

別表3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の区域

別表4 鳥獣害防止森林区域

1 森林整備の現状と課題

根室市は北海道の東部、北緯 43 度 9 分～43 度 39 分、東経 145 度 11 分～146 度 26 分に位置し、東西に約 101km、南北に約 55km、面積 50,625ha（歯舞群島 9,994ha を含む）で、北はオホーツク海、南に太平洋を望み細長い半島状の地形で、東は納沙布岬の先に海を隔てて水晶、秋勇留、勇留、志発、多楽の歯舞群島及び色丹島、北東には国後島や択捉島などの北方領土が連なっています。

西には、白鳥の湖として知られる広大な風蓮湖を含む野付風蓮道立公園があり、中でも春国岱原生野鳥公園は、世界有数の野鳥・水鳥の飛来地として有名で、平成 17 年 11 月ラムサール条約湿地に登録されました。風蓮湖一帯では刺し網漁やアサリやホッキの手掘り漁、冬季間は氷下待ち網漁などの漁業活動が盛んに行われ、賢明な利用が実践されています。また、春国岱のアカエゾマツ林は、砂丘上に自生する世界でも 2 例しか知られていない、学術上たいへん貴重なものとなっている地域でもあります。

本市の林野面積は 19,566ha で、うち森林計画による森林面積は 17,008ha であり、市の総面積のおよそ 38% を占めています。所有形態別では、国有林が 5,879ha、民有林面積は 11,129ha で、その内訳は市有林 2,589ha、私有林 8,300ha となっています。

森林の地域的特徴は、東部の牧の内、歯舞、瑠瑠瑠、納沙布、温根元地区は海岸線に面しており、森林面積が少なく環境が非常に厳しいため、風や潮に強い樹種を中心に森林の拡大・再生に努力する必用があります。

市内周辺部の森林については、人と森との共生を主眼に住民の憩いの場として「市民の森」の整備を市民の参加を得ながら推進しており、今後も、関係団体や市民各層の協力を得ながら手作りの森として林内整備を図るものとします。

南部地区の急傾斜地では土砂の流出や崩落のおそれがあるため山地災害防止機能の高い森林整備が求められています。

また、西部地区の森林については、シマフクロウなどの希少野生動物の生息環境の保全と、林業生産活動につながる造林や計画的な保育・伐採事業との調和を図りながら森林整備を推進します。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化も配慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、エゾシカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産

機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源かん養機能の維持増進を図る森林について「水源かん養林」、山地災害防止機能や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源かん養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保存ゾーン」、 「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図るものとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林区域と森林の整備及び保全の基本方針】

・公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	水源かん養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定化等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。	保健、レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 また、保健・風致等の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。
	生物多様性ゾーン	水辺林	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生回避を図る施業を推進する。
		保護地域タイプ	希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

・公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。
	特に効率な森林施業が可能な森林	特に林木の育成に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

I の1の森林整備の現状と課題を踏まえ、適切な森林の施業方法により、地域の状況に合わせた森林の整備と保全に取り組むものとします。

- ① 牧の内、歯舞等の東部地区においては、森林の拡大・再生を図るため、関係機関等と連携し、地域の特性にあった施業により耕地防風林等の整備に努めるものとします。
- ② 市内周辺地区においては、景観の維持向上と広葉樹の育成に努め、市民が自然に親しむことができる森林の整備に努めるものとします。
- ③ 西和田、川口、別当賀等の西部地区においては、本市が所有する森林面積が最も大きく、自然環境の保全に配慮しながら、成熟しつつあるトドマツ人工林資源を活用するため、造林・間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を推進するものとします。
 なお、貴重な野生生物が生息し、世界的な野鳥の宝庫でラムサール条約湿地に登録された野付風蓮道立公園周辺の森林については、自然環境の保全に努めるものとします。
- ④ 落石、浜松地区においては、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

なお、山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能維持林については、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村及び国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての木質バイオマスの有効利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本市における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に次のとおり定めます。

	樹種	標準伐期齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	主として天然下種によって生立する広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注1）	25

（注1） 「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

（注2） 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、森林経営計画の認定基準や保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。なお、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を促すためのものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点について次によることとします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち（イ）の択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図るものとします。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めるものとします。

伐採の時期については、地域の森林の年齢構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

なお、ぼう芽により更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するものとします。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあつては40%以下）とします。

- なお、択伐の実施にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。
- (2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
- また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。
- 伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。
- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行うものとします。
- なお、自然状況が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとします。
- (4) 複層林施業の主伐にあたっては、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び計画的な実施間隔により行うものとします。
- (5) 効率的な施業を実施するための帯状や群状等、まとまりを持った伐採を行う場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の縮小、伐採箇所分散等に配慮するものとします。
- 伐採後に人工造林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するため、適切な伐採率及び更新に配慮します。
- (6) 天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、適切な伐採率及び更新に配慮し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚樹の生育状況等を勘案するものとします。

3 その他必要な事項

- ア 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図るものとします。
- なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めるものとします。
- イ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとします。
- ウ 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。
- (ア) 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
- (イ) 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
- (ウ) 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- エ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板(あて木)を設置するほか、機

械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めるものとします。

オ 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業期間中に大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めるものとします。

なお、水道取水施設の上流域で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬期間に行うなど時期や方法に配慮するものとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意するものとします。

カ 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積み込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽により植生の回復を促します。

キ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うものとします。

特に、クマガラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカなどの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うものとします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をするものとします。

(1) 人工造林の対象樹種

次のとおり、人工造林の対象樹種を示します。

- ① 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮し、選定するものとします。
- ② 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとし、特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

- ③ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定するものとします。

【人工造林の対象樹種】

区分	樹種名	備考
人工林の対象樹種	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、カバ類、ドロノキ、カツラ、ヤチダモ、ハンノキ、ミズナラ、その他郷土樹種	

※ なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

次のとおり、造林の標準的な方法を示します。

(ア) 育成単層林を導入又は維持する森林

- a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林の無立木地^{かん}にあっては、林地の安定化を図るため、植栽を積極的に行うものとします。
- b 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。
- c 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈を避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

- d 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、植栽後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

【植栽時期】

植栽時期	植 樹	植 栽 時 期
春 植	トドマツ、アカエゾマツ	4月初旬～6月10日【6月20日】
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、その他	4月初旬～5月31日【6月20日】
秋 植	トドマツ、アカエゾマツ	9月上旬～11月上旬
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、その他	9月下旬～11月下旬

【 】については、クール苗木とする。

- e コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる時期が長いことから、必ずしも第2の1の(2)の(ア)のdの時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。
- f 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に初期成長が早く、通直性や耐そ性に優れたクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。また、植栽本

数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高機能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

【植栽本数】

単位：本/ha

	樹 種				
	カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	—

(イ) 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うものとします。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

次のとおり、天然更新の標準的な方法を示します。

①天然更新の完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種^(注1)の稚幼樹等^(注2)が、幼齡林^(注3)では成立本数が立木度^(注4)3以上、幼齡林以外の森林では林地面積^(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切り株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林では林地面積に体する疎密度が

30%以上となった状態をもって更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うものとします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図るものとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽するものとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について（平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知）」によることとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齡林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の立木の本数}}{\text{当該林分の期待成立本数}^{(注6)} \times 10}$$

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「天然更新すべき期間が満了した日における期待成立本数」

階層	広葉樹	期待成立本数
上層	広葉樹・カラマツ	300本/ha
	カラマツ以外のその他の針葉樹	600本/ha
中層		3,300本/ha
下層		10,000本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壯齡林、老齡林（天然林の標準伐期齡）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

②天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うものとします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込み等を行うものとします。いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させるものとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図るものとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図るものとします。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、別表3のとおり定めます。

①気候、土壌、植生等の諸条件により天然更新が期待できない森林

②水源涵養機能^{かん}の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基準として定めます。指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹や後継樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況などを勘案するものとします。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないものとします。

①保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林

②保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林

③公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林

④湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

⑤ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林について別表のとおり定め、主伐を行う場合は、伐採跡地の更新すべき期間の期間内に人工造林を行う必要があります。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めます。

(1) 造林の対象樹種

①人工造林の場合 IIの第2の1の(1)による

②天然更新の場合 IIの第2の2の(1)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるに当たり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定める。

なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

5 その他必要な事項

- (1) 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。
- (2) エゾシカによる食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たり、嗜好性の低い樹種を検討するものとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、林木の生育の促進及び健全化を図るため、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）して立木間の競争が生じ始めた時期をその開始時期とし、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう適切な伐採率及び繰り返し期間により行うものとします。

特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意するものとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次のとおりとします。

樹種	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	植栽本数:2,000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:450本/ha	26	36	48	-	-	選木方法:定性及び列状 間伐率(材積率): 20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:10年 標準伐期齢以上:12年
トドマツ	植栽本数:2,000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:400本/ha	18	25	33	44		選木方法:定性及び列状 間伐率(材積率): 20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:8年 標準伐期齢以上:年
アカエゾマツ	植栽本数:2,000本/ha 仕立て方法:中庸仕立て 主伐時の設定:400本/ha	23	29	37	47	60	選木方法:定性及び列状 間伐率(材積率): 20~35% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満:9年 標準伐期齢以上:15年

(注1)「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引（(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行)」などを参考とした。

(注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

2 保育の種類別の標準的な方法

【主要樹種の標準的な保育の時期】

(1) 下刈り

下刈りは、植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとしします。

(2) 除伐

除伐は、下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込まない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて、適時適切に除去するものとしします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成するものとしします。

(3) つる切り

育成の対象となる材木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとしします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

(4) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策は、野生鳥獣による樹木への被害が見込まれる森林において、植栽樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うものとしします。

【標準的な実施時期】

○下刈り

樹種	年									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	←————→									
トドマツ	←————→									
アカエゾマツ	←————→									

注1)「森林総合技術セミナー・テキスト 人工林の施業—保育編—（北海道立林業試験場監修）」を参考とした。

注2) 下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。

年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

○つる切り、除伐

樹種	年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	植栽										
カラマツ	春					○					
	秋						○				
トドマツ	春						○				
	秋							○			
アカエゾマツ	春						○				
	秋							○			

注) カラマツには、グイマツとの交配種を含む。

3 その他必要な事項

(1) 木材等生産林において留意すべき事項

持続的・安定的な木材等の生産を図るため、適切な間伐を推進するものとします。また、木材等の資源の効率的な利用を考慮し、大径材の生産を目的とした長伐期施業を導入する林分については、高齢級においても間伐を実施するものとする。

(2) その他間伐及び保育に関する留意事項

防災的な見地から林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

- ① 間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。
- ② 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するものとします。
- ③ 木材生産においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施するものとします。
- ④ 特に枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期および枝打ち高により行うものとします。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における施業の方法は次のとおりです。

- (1) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源^{かん}涵養林）

①区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源周辺森林、地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

②施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①区域の設定

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止・土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵などの影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(ウ) 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能および生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

②施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るため森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を皆伐しても適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とすることを定めるものとして、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林区域については別表2のとおり定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとします。

(2) 施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材など生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林区域のうち人工林においては原則として植栽による更新を行うこととします。人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林施業を推進します。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安として定めるものとします。

【区域の設定の基準及び施業方法に関する指針】

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

【主伐時期】

樹種	主伐時期	仕立て方法	主伐時期の平均直径
カラマツ（グイマツとの交配種含む）	60年	中庸仕立て	30cm
トドマツ	55年	中庸仕立て	27cm
アカエゾマツ	75年	中庸仕立て	30cm

3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

①区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえた上で別表1のとおり定めます。

②施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準のうち市長が地形・地質等を勘案して伐採面積の規模の縮小を行うべき森林として別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等への水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

①区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の兩岸・湖沼周辺から原則、20m以上の区域を別表1のとおり定めます。

②施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流失等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えるものとします。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

①区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について別表1のとおり定めま

②施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めま

す。また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当市の私有林のうち、人工林のおよそ84%を構成するカラマツとトドマツの多くが8級以上であり利用期を迎える一方、高齢化や後継者不足により森林所有者の森林施業への意欲減退等といった課題もあり、施業の集約化による施業コストの低減と齢級構成の平準化による木材の安定供給を図る必要があります。このため、森林経営管理制度等を活用し、別海町森林組合及びその他民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、森林経営計画制度等に基づき森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林所有者等の情報整備や森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図るものとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結するものとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5力年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する

支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用を努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

将来にわたり森林施業を計画的・効率的に行うためには、森林施業の共同化及び集約化を図るなど地域が一体となって促進を図る必要があります。このため、森林所有者間の合意形成を図るための普及啓発に努め、共同化を図る上での情報の共有や森林施業に必要な作業路網や施設など整備の必要性についても把握し、取組を着実に進めるとともに、施業の集約化に資する各種補助事業の積極的な活用による促進を行うものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市と、本市に森林を有する個人森林所有者等で相互に連携を取り、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進と地域材の利用促進及び加工体制の整備など、長期的展望に立った総合的な諸施策の導入と組織的な計画の促進が重要です。

森林施業の集約化が可能な地区であって、間伐、保育等の共同化を推進するにあたって、まとまりのある施業規模を確保し、森林所有者の意欲の増進と施業コストの低減を図り、計画的な施業による林業事業体の経営の安定に資するとともに、施業実施協定締結の促進を図ります。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全や施業の受委託を推進するための条件整備として境界の整備などにより適切な森林管理を進めるものとしします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1) 森林施業共同化重点地区の設定

森林施業共同化及び施業を重点的に推進する地区は特に設けませんが、必要に応じて設定するものとしします。

(2) 共同して森林経営計画を作成する際の留意事項

- ① 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- ② 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。
- ③ 共同施業実施者の一人が①又は②により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることがないように、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(1) 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

なお、次の表は木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

（単位 路網密度：m/ha）

区 分	作 業 シ ス テ ム	路 網 密 度	
			基幹路網
緩傾斜地（0～15°）	車両系作業システム ^(注1)	110以上	35以上
中傾斜地（15～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム ^(注2)	20〈15〉以上 ^(注3)	20〈15〉以上 ^(注3)

（注1）『車両系作業システム』とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

（注2）『架線系作業システム』とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

（注3）『急傾斜地』の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化及び高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることに主眼を置いた労働生産性の向上が不可欠となります。

このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合

した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置するものとします。

傾斜区分	伐倒	集材（木寄せ）	造材	巻立て
緩傾斜地 (0°～15°)	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャー	スキッド【全木集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
			プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
《グラップルローダ》		(ハーベスタ)		
ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)	
中傾斜地 (15°～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》	プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30°～)	チェーンソー	スイングヤーダ 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※（ ）は、前工程に引き続き同一樹種により実施する工程について記載。

※【 】は、集材方法。

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

(ア) 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針の制定について（平成22年9月4日付け22林整整備第602号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森林第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(イ) 基幹路網の整備計画

該当なし。

(ウ) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、路線（施設）管理者が台帳を作成して適切に管理を行うものとします。

(2) 細部路網の整備に関する事項

(ア) 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(イ) 細部路網の維持管理に関する事項

北海道が定める森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が森林施業の目的に従って継続的に利用できるよう適切に管理を行うものとします。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林の整備及び保全に不可欠な林業労働力を安定的に確保するためには、就労相談から定着支援までの一貫した取り組みが必要です。

このため、労働条件の改善に努め、就労環境や各種支援・助成制度、就労に欠かせない生活基盤となる地域の情報を発信し、UJIターンによる新規就労を始め、林業就労に意欲を有する林業従事者の確保を図りつつ、その受け皿となる林業事業者の経営体質の強化を推進するものとします。

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業者を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

① 林業労働者の養成及び確保の方向

林業労働者の育成の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲を起こさせることと、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を整えることが重要です。

また、林業従事者に対する技術研修を推進し、林業従事者の技術の向上、さらに、労働条件の改善に努め雇用の安定化・通年化に努めるものとします。

②林業後継者等林家の育成

(ア) 林業後継者は労働加重等の労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから、現状では増加が期待できない状況にあります。道や近隣町及び森林組合等との連携を図り、林業講習会、研修会の開催、各種地域グループとの交流会を実施し、技術等の向上啓発等に努め林業後継者及び林家の育成に努めるものとします。

(イ) 道内外の木材市況の動向把握に努め、情報提供するとともに、木材消費の開拓について検討するなど、林業経営の魅力を高めるものとします。

(ウ) 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るものとします。

(3) 林業事業体の体質強化策

林業事業体を育成するため、地域が一体となって安定的な事業量の確保に努めるとともに、経営の多角化、協業化による組織、経営強化の基盤の強化を図り、雇用の長期化、安定化等林業労働者確保に努めるものとします。

さらに、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本市においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著です。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化は重要な課題となっています。

このようなことから、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は次のとおりとし、林業における安全性の確保及び生産性コストの低減を推進するものとします。

- ①スイングヤーダ、ハーベスタ等の高性能林業機械の導入
- ②枝打ち作業等による森林施業の機械化の推進
- ③間伐の早急な実施を推進するため、林内作業車、集材機等の導入
- ④高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加の推進

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現 状	将 来
伐 倒 造 材 集 材		チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
			チェーンソー ハーベスタ
		林内作業車 小型集材機	林内作業車 小型集材機 スイングヤーダ
植 栽 保 育 等	地 拵 下 刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
	枝 打	人 力	リモコン自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けて、普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めます。

また、地材地消の推進にあたっては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成 23 年 3 月策定）に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーの導入など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するものとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 ）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

なお、地域内における消費材については、質及び量の低下によりチップ等に消費される原木が多く、このため、木材の高度利用の観点から高質材の加工生産を行っていく必要があり、小径木処理加工場の改善と加工度を高め、付加価値の増大を図るものとしてします。

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正するものとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ、単独又は組み合わせで推進するとともに、被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進するものとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生、又は、そのおそれがある森林については、森林組合や林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めるものとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認するものとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針並びに方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、当市と振興局、森林組合、林業試験場、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

(1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ造林地においては野ねずみの生息場所となる枝条の集積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また野ねずみの発生動向を踏まえ、必要に応じて殺鼠剤を散布します。

(2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めるものとします。

(3) 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進するものとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進するものとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置するものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし。

ただし、病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合は、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採促進に関する指導等を行うことがあります。

(2) その他

- ① 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。
- ② 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施するものとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。
また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。
- ③ 湿原及び湿原流入河川等、河川及び湖沼周辺の森林については、水辺域に生息・生育する野生生物の環境を保全するため、水量の安定供給、水質の浄化や土砂の流出防止に配慮し、極力伐採を控え、連続した水辺林を整備するなど適切な保護・管理に努めます。

1 保健機能森林の区域

該当する森林がないため指定しないものとします。

なお、該当する森林が生じたときは、以下の事項に留意するものとします。

保健機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等の基盤整備の状況及び見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定するものとします。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定するものとします。

なお、保健機能森林区域の設定にあたっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めるものとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域に含めないものとします。

- ① 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び北海道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全地域特別地区内の森林
- ② 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- ③ 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残地若しくは造成された森林

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致、景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、長伐期施業や択伐による複層林施業及び広葉樹を育成するための施業を推進するものとします。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を推進するものとします。

施業の方法	
伐採の方法	長伐期又は択伐を原則とします
造林の方法	伐採後は速やかに植栽又は更新作業を行うものとし、2年以内に更新を完了するものとします。 植栽は、景観を維持向上するナラ・カバ類を中心とした広葉樹を育成し、針広混交林化を目指すものとします。
保育の方法	当該森林は、人と森林の共生区域であり、広葉樹育成を推進すべき森林の保育方法を行うものとします。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、地域環境の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとします。

ただし、保健機能森林の区域内に自然公園地域（普通地域を除く。）を含む場合は、当該自然公園の利用計画にそぐわない森林保健施設は計画しないものとし、区域内に道自然環境保全地域普通地区を含む場合には、原則として当該施設を計画しないものとします。

なお、施設の総量規制及び技術的基準等については、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則（平成25年2月26日農林水産省令第5号）」によるものとします。

施 設 の 整 備
休養施設、教養文化施設、スポーツ・レクリエーション施設

（1）立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高は、整備しようとする建築物の高さを制限する時に使用する数値で、主要な樹種別に表のとおり定めるものとします。

樹 種	期 待 平 均 樹 高	備 考
カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	17m	
トドマツ	18m	
針葉樹	19m	
広葉樹	15m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理及び防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通安全等の確保に留意するものとします。

なお、保健機能森林の設定・整備等にあたっては、当該森林によって確保されてきた自然環境及び地域環境の保全に適切な配慮を行うものとします。

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、当市の森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- (ア) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽後の植栽
- (イ) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (ウ) IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (エ) IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1項の規定に基づく区域

特になし。

2 生活環境の整備に関する事項

少子高齢化が進行する現状で、農林水産業をおもな産業とする本市でも担い手の不足は課題となっており、地域のコミュニティや経済の活性化を図っていくために、今後も若者やUJターン者等を積極的に受入、必要となる生活環境施設の整備に努めます。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

近年、非日常的体験や自己の学習活動につながる人文資源との接触を求める観光ニーズが浸透し大きな広がりを見せています。このことから、当市においても、恵まれた自然景観や森林などの地域資源を有効に活用しながら、「グリーン・ツーリズム」や体験型観光への取り組みを推進します。

また、「市民の森」や「春国岱原生野鳥公園内自然学習林」等を利用して、林業への興味と理解を深めることを目標に「体験学習」の実施や「木工教室」等を開催するなど、林業と地域振興を結びつけた事業の推進を図るものとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

「市民の森」は、誰もが身近に森林とふれあう場として整備が進んでいることから、今後は、遊歩道・防風・防鹿柵等の整備に努めるものとします。

また、春国岱原生野鳥公園についても、ラムサール条約登録地により、野鳥の観察に訪れる人が自然とふれあうことができる場として、遊歩道の整備に努めるものとします。

施設の種類	現 状	
	位 置	規 模
市 民 の 森	東和田	面 積 37.4ha 遊 歩 道 3.5km 防 鹿 柵 2.2km 駐 車 場 80台 作業小屋・休憩舎・ハイオトイレ 各1棟
春国岱原生野鳥公園	春国岱	面 積 596.0ha 木 道 1.2km 伐開道等 0.2km 駐 車 場 36台 ネイチャーセンター 1棟

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力のもと多様な森林整備をしていくことが必要です。

このため、森林に対する多様なニーズを的確に把握し、各種事業に対する住民参加の促進により住民の意見等を反映していくものとします。

また、市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さやふるさとへの愛着を育むため、森林づくりへの直接参加を推進するほか、農協や漁協をはじめ各市民団体等が実施する活動を推進するための指導・協力・援助に努めるとともに、教育・福祉・保健文化等の分野とも連携し、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくものとします。

(2) 森林とのふれあいの場の確保に関する事項

森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の積極的な参加を進めるため、市民ボランティア団体、木育マイスター等との連携を図り、植樹・育樹活動や木育教室等の開催など森林木材とふれあう機会を提供します。

(3) 上下流連携による取り組み事項

世界的な渡り鳥の飛来地、産業、観光レクリエーション活動の場として重要な役割を果たしている風蓮湖の自然環境を保全するため、流域の町会をはじめ、農業者、漁業者、林業者の連携のもとに、河畔林造成などが行われるよう働きかけるものとします。

(4) 青少年の学習機会の確保に関する事項

将来にわたって森林の整備及び保全に対する地域住民の理解を得ていくためには、子供のころから森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが必要です。このことから、子供の頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取組みである「木育」を進めるものとします。

その一環として、子どもの健やかな成長と豊かな情緒の発達を促すため、親子がともに木製遊具にふれ親しむ場を提供し、子ども的人格形成に重要な時期である乳幼児期から、「あそび」を通じて体感的に森林や木材利用の大切さを理解できるよう努めるものとします。

また、小中学校の教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、森林に関する学習機会の増加推進や森林について学ぶことができる場所の整備を図るなど、青少年に対する学習機会の確保に努めるものとします。

また、木のぬくもりや香りを体感し、木の良さを認識してもらうため、学校施設における木材（地域材）の利用を高めることに努めるものとします。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理に両立を図るため、市町村を介して森林所有者自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

7 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目標に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施行の方法及び時期等を明らかにしたうえで、その実施の確保に努めます。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下「制限林」という。）については、該当する法令及び道が定める条例に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うものとします。

①保安林及び保安施設地区の区域内の森林について

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業方法は、個々に定められた指定施業方法に基づき行うものとします。なお、一般的な留意事項は次のとおりです。

制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われますので留意が必要となります。

ア. 伐採の方法

(ア) 伐採種

主伐における伐採方法（伐採種）は次の3区分とします。

なお、一指定単位に二以上の伐採種が指定される場合があります。

a. 禁伐：主伐に係る伐採を禁止するもの（防火保安林及び保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されません。）

b. 択伐：森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的に又は10m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ha未満であるもの。

c. 皆伐：伐採種を定めないので、皆伐を含む全ての伐採方法が認められます。

(イ) 伐期齢

根室市森林整備計画で定める標準伐期齢以上の立木でなければ主伐として伐採することはできません。

(ウ) 特例

保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良する必要があるなどの場合に限り、伐採方法について次の特例を定める場合があります。

- a. 期間：特例の期間は指定後、10年以内とされるものを超えないものとします。
- b. 伐期齢：伐期齢を定めた保安林では、根室市森林整備計画で定める標準伐期齢に達していなくても主伐に係る伐採をすることができます。
- c. 伐採種：伐採種の特例を定めた保安林では、禁伐を指定する森林にあっては択伐による伐採を、択伐を指定する森林にあっては皆伐による伐採をできません。

(エ) 間伐

間伐をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。

イ. 立木の伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度

- a. 保安林の種類及び一定の区域ごとに毎年2月1日に知事が公表する（森林法施行令第4条の2第3項）翌伐採年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の間に伐採をすることができる面積の合計範囲（限度公表）を超えて伐採することはできません。
- b. 限度公表は、2月1日の他6月、9月、12月の各月の1日に、残期間分の伐採限度を公表します。
- c. 大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させる恐れがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積の限度を20haを超えない範囲内において状況に応じて定めており、その限度を超えて伐採することはできません。
- d. 防風・防霧保安林では、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

(イ) 択伐材積の限度

- a. 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木材積に択伐率^(注)を乗じた材積とします。

(注) 択伐率＝（森林の立木材積－前回の択伐後の森林の立木材積）／森林立木面積

（上述のとおり、前回の伐採後の生長得量以上の伐採はできません。）

なお、10分の3を超える場合は10分の3とします。

（ただし、次のウに記す植栽指定が課せられた森林については、10分の4を超える場合は10分の4とします。）

- b. 保安林の指定後最初に行う択伐にあっては、その保安林の指定施業要件に定められた初回択伐率を乗じた材積としています。

(ウ) 間伐材積の限度

伐採年度ごとに間伐をすることができる立木材積の限度は、原則として森林の立木材積の10分の3.5を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率を乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠密度が10分の8を下回ったとしても伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年以内において10分の8以上に回復することが確実にできると認められる範囲内のものとします。

ウ. 植栽の方法・期間及び樹種

原則として、現に人工林であるもの及び具体的な植栽計画があるものに限って伐採後植栽を指定しており、その方法、期間及び樹種について次のように定めています。

(ア) 植栽の方法

- a 次の(ウ)に記した指定樹種の満一年以上の苗を、(ウ)に記した本数以上均等に分布するように植栽しなければなりません。
- b 択伐指定の箇所については、上記aに関らず、aの本数に実際の択伐率を乗じた本数を植栽しなければなりません。

(イ) 植栽の期間

伐採が終了した年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽をしなければなりません。

(ウ) 植栽樹種及び本数

その保安林の指定単位ごとに、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる多様な樹種を指定しており、その樹種ごとに1ha当たりの植栽本数を定めています。

②自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法は次表のとおりとします。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては、自然公園法第2条の規定による許可が必要です。

【特別地域内における制限】

区 域	制 限 内 容
特 別 保護地区	特別保護地域内の森林は、禁伐です。
第 1 種 特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐です。 ただし、風致の維持に支障がない場合に限り単木択伐法を行うことができます。 (2) 単木伐採法は次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は現在蓄積の10%以内です。
第 2 種 特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林の施業は、択伐方によります。 ただし、風致の維持に支障がない限り皆伐法によることができます。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は原則として単木択伐法によります。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上です。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内です。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めます。 (6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ア 一伐区の面積は、2ha以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができます。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することができません。 この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。

第 3 種 特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限はうけません。
---------------	--

③砂防指定地域内の森林

砂防指定地域内の森林の施業は、砂防法第4条、砂防法施行条例第3条及び砂防法施行細則第2条の制限内で行うものとします。

立木の伐採にあたっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は1ha未満となるよう留意することとします。

④鳥獣保護区特別保護区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採にあたっての一般的な取扱いは次のとおりです。

ア 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐です。

その他の森林にあたっては、伐採種は定められていません。

イ 地域森林計画の初年度以降5年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍です。

ウ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐です。

⑤史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林施業は、文化財保護法125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によるものとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

⑥その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うものとします。

なお、その他の制限林における、法令等の制限は次表のとおりです。

【その他の制限林における法令等】

その他の制限林	施業方法の法令等の規定
急傾斜地崩壊危険区域内の森林	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条
道自然環境保全地域戸別地域内の森林	北海道自然環境保全条例第17号

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

「環境の世紀」といわれる21世紀は、地球温暖化防止等の地球環境を考える時、自然と人との共生の社会を実現していかなければなりません。

「市民の森」や「春国岱原生野鳥公園」は、森林とのふれあいの場として市民団体など市民各層による森づくりが進められているところであり、今後もこれら各関係団体の協力を得ながら整備を進めることとし、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす、緑豊かな自然環境の創出による環境共生型のまちづくりを推進していくものとします。

(5) 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の集団化が可能な地区であって、間伐、保育等の共同化を重点的に推進するにあたって、まとまりある施業規模を確保し森林所有者の意欲の啓発、施業コストの低減を図り、計画的な施業による林業事業体の経営の安定に資するとともに、施業実施協定の締結を促進するものとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全や施業の受委託を推進するための条件整備として、境界の整備などにより適切な森林管理を推進していくものとします。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区分	森 林 の 区 域		面積(ha)
	林班	小班	
水源涵養林	1	全域	6,918.97
	2	全域	
	3	全域	
	4	全域	
	5	1~7, 9~12, 30~35, 72, 74	
	6	全域	
	7	3, 5~8, 11~12, 14, 19~25	
	8	全域	
	9	全域	
	10	全域	
	11	全域	
	12	全域	
	13	全域	
	14	全域	
	15	全域	
	16	1~6, 10~11, 13~25	
	17	全域	
	18	全域	
	19	全域	
	20	全域	
	21	全域	
	22	7~8, 10~14, 19, 22~28, 30~31, 33~45, 48, 50~51	
	23	1, 8, 10~14, 16~27, 40~44, 46, 48, 51~56, 59, 62~64 66~68, 70~71, 74~77, 79~98, 102~120, 122~132	
	25	全域	
	26	4, 8~11, 13~14	
	27	24~28	
	28	4~9, 15	
	29	2	
	30	2, 4~6, 9~20, 22, 25~30, 32~34, 36~38, 40, 42~45 47, 50~51, 54~55, 57, 60~63	
	31	全域	
	32	1~22, 24~27, 29~30, 33~35, 39, 44, 47, 51~96, 98 101, 103~106, 108~129, 219	
	33	全域	
	34	全域	
	35	1~49, 51~76, 78, 81, 88~93, 103~104	
	36	全域	
	37	11, 105	
	38	1~11, 18~28, 33~36, 38, 42~43, 50~73, 111, 113, 221~222	
	39	1~2, 4~5, 17, 22~33, 36~37, 55, 66~69, 71, 74~76 78~79, 82~106, 108~113, 120~123, 125~148, 150~168	
	40	1~2, 4~19, 21~24, 31~32, 40, 45~46, 48~49, 56~57, 60~62, 64~88, 91~93, 95~100, 102~115 117~120, 125, 127~128, 130~135, 140~151 153~198, 201~202, 210~212, 313, 320, 321	
	41	201~206	
59	1, 3~24, 30, 40~42		
60	全域		
61	7, 12~14, 18, 22, 40, 46, 70, 73~74, 116~117, 119 131, 133~134, 142, 154, 156, 185, 199~202, 205~219		
62	83, 85~87, 89~90, 108~109		
63	全域		
64	1~6, 15, 20~21, 23~27		
71	1, 6~16, 22~24, 26~30, 32~44, 48~53		
72	1~5, 16, 18, 20~31		
73	全域		
75	全域		
76	1, 12, 18, 43~46, 52, 55~56		
77	全域		
78	12, 18, 22, 24~27, 29~30, 33~45		
79	全域		
80	5~6, 8~9, 12, 22~28, 30~50, 52~53		
81	全域		
82	全域		
83	全域		
84	全域		
85	全域		
86	全域		
87	全域		
88	全域		
89	全域		
90	1~32, 34, 37~38, 44, 47~50, 57~61, 63		

	91	全域	
	92	3~4、8~9、12、17、19、21~22、28、32、46~56	
	93	全域	
	94	全域	
	95	全域	
	96	全域	
	97	全域	
	98	全域	
	99	1~7、9~11、13~14、17	
	100	4	
	101	全域	
	102	全域	
	103	全域	
	104	全域	
	105	全域	
	106	全域	
	107	全域	
	108	全域	
	109	全域	
	110	9、11~14、18	
	112	全域	
	117	全域	
	118	全域	
	119	1~34	
山地災害防止林	16	26~27	
	37	12、51~52	0.32
生活環境保全林	5	8、13~29、36~44、46~71、73	436.48
	7	1~2、4、9~10、13、15~18	
	22	1~6、9	
	23	2~7、9、15、28~39、57~58、60~61、99~101	
	24	全域	
	26	1~3、5~7、12	
	27	1~3、5~7、15~18、20~22	
	28	2、11、13~14	
	29	100~108	
	30	1、101~102	
	32	201~218、220~222	
	35	100~102	
	37	1~6、8~10、101~104	
	38	29~31、39~41、101~110、220	
	39	201~224	
	40	301~312	
	42	101~108	
	47	101~103	
	48	101	
	49	101~102	
50	101~102		
56	201~207		
59	43、101~107、109~110		
90	100~106		
119	101~106		
保健・文化機能等維持林	29	1、3~12	1,130.34
	40	3、20、152	
	51	1	
	52	1~2	
	53	1、3~4	
	62	115	
	64	11~14	
	65	全域	
	66	全域	
	67	全域	
	68	全域	
	69	全域	
	70	全域	
	71	2~5、31、46~47	
	72	7~10、12~14、	
	78	1~11、13~17、20~21、23、32	
	80	2~3、13~15、21	
	99	8	
	100	1~3、5~8	
	110	1~7、10、15	
111	全域		
113	全域		
114	全域		
115	全域		

木材等生産林	41	1~3, 7~8, 17~19, 21, 27~31, 33, 35~37, 44, 46, 49	2,602.02	
		52~53, 57~63, 65, 70~73, 75~79, 81~83		
		86~87, 89~93, 98, 101~102, 105~107, 109, 111~116		
		118~123, 127~128, 131~146, 151~162, 210~211		
				213~216
	42	1~13, 30~36		
	43	全域		
	44	全域		
	45	全域		
	46	全域		
	47	1~17, 20~25		
	48	1~13, 20~21		
	49	1~9, 11~12		
	50	1~14		
	51	2~10, 24~27, 999		
	52	3~15		
	53	2, 5~17		
	54	全域		
	55	全域		
	56	1~9, 16~19, 27, 29~30, 32~33, 41~42, 44, 46, 49, 50		
		52, 54, 56~58, 61, 66~68, 75, 78~80, 82~84, 88		
		90, 95, 97~98, 100~102, 112~118, 120		
	57	全域		
	58	全域		
	59	2, 25~29, 31~33, 35~36, 38~39		
	61	1~6, 8~11, 15~17, 19~21, 23, 26~34, 37~38, 41~45		
		47~49, 51~53, 56, 59~68, 71, 79~81, 83, 85~87		
		89~91, 93~97, 99~100, 104~107, 110, 112~113		
		122~127, 130, 138~141, 144~145, 148~153, 157		
		160~161, 163, 165~166, 168~169, 172~173		
176~178, 180~183, 186~198, 203~204, 220~224				
62	1~27, 29~32, 34~37, 39~46, 48~50, 52~53, 55~60			
	62~72, 75~82, 84, 88, 93~94, 96~97, 99~101			
	104~105, 107, 110~114, 116~118			
74	全域			
76	2~6, 8~11, 13~17, 23, 25~30, 32~38, 40~41, 48~51			
	53			
92	2, 25~29, 31~33, 35~36, 38~39			
特に効率的な 施業が可能な 森林	上記記載 のとおり	上記記載のとおり	2,602.02	

2 上乗せのゾーニング

区分	森 林 の 区 域		面積(ha)	
	林班	小班		
水 資 源 保 全 ゾ ー ン	16	1~6、10~11、13~25	615.56	
	17	全域		
	18	全域		
	19	4~9		
	20	4~5、8~9、25~26、30、32、34~36		
	21	全域		
	22	8、10~14、44~45、48、50		
	23	1、8、10~14、21、48、51~52、70~71、74~77、 79~83、90~94、97~98、104~120、122~126、130~132		
生 物 多 様 性 ゾ ー ン	保 護 地 域 タ イ プ	65	全域	586.36
		66	全域	
		67	全域	
		68	全域	
		69	全域	
		70	全域	
		71	2~5、31、47	
		78	2~3、5~9、11、14、16、20~21、32	
		80	2~3、13~15、21	

【道有林】

該当なし

別表2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における 主な実施基準(参考)	
		林班	小班			
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐採の延長を 推進すべき森林	1	全域	6,918.97	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下	
		2	全域			
		3	全域			
		4	全域			
		5	1~7、9~12、30~35、72、74			
		6	全域			
		7	3、5~8、11~12、14、19~25			
		8	全域			
		9	全域			
		10	全域			
		11	全域			
		12	全域			
		13	全域			
		14	全域			
		15	全域			
		16	1~6、10~11、13~25			
		17	全域			
		18	全域			
		19	全域			
		20	全域			
		21	全域			
		22	7~8、10~14、19、22~28、 30~31、33~45、48、50~51			
		23	1、8、10~14、16~27、40~44、 46、48、51~56、59、62~64、 66~68、70、71、74~77、79~98、 102~120、122~132			
			25 全域			
		26	4、8~11、13~14			
		27	24~28			
		28	4~9、15			
		29	2			
		30	2、4~6、9~20、22、25~30 32~34、36~38、40、42~45、 47、50~51、54~55、57、 60~63			
			31 全域			
		32	1~22、24~27、29~30、33~35 39、44、47、51~96、98 101、103~106、108~129 219			
			33 全域			
		34	全域			
		35	1~49、51~76、78、81、88~93 103~104			
		36	全域			
		37	11、105			
		38	1~11、18~28、33~36、38、 42~43、50~73、111~113、 221~222			
			39			
		39	1~2、4~5、17、22~33、36~37 55、66~69、71、74~76、78~79 82~106、108~113、120~123 125~148、150~168			
			40			1~2、4~19、21~24、31~32、40、 45~46、48~49、56~57、60~62 64~88、91~93、95~100、102~115 117~120、125、127~128 130~135、140~151、153~198 201~202、210~212、313、 320~321
		41				201~206
		59				1、3~24、30、40~42
		60				全域

森林の形成の機能又は保樹機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の	長伐期施業を推進すべき森林（注3）	該当なし	主伐林齢：注3の表による 皆伐面積：20ha以下
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	1,567.07 主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の1/2以上を維持する
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森 林 の 区 域		面積(ha)
林班	小 班	
16	1~6、10~11、15~19	1,443.56
17	1、6	
18	14~15	
19	4、6~7、9	
20	5、8~9、30、32、34~36	
21	1~6、8~11、28~39	
22	8、44~45、48、50	
23	1、8、10~14、21、48、51~52、71、74~75、77	
	81~83、90~94、97~98、114~120、122~126	
41	1~3、7~8、30、35、37、59~60、83、86~87、93、98	
	113~114、119、121、127~128	
	131~141、143~146、160~161、210、214	
42	1~2、4~5、10、12~13、31~36	
43	2~6、9、11~12	
44	2~3、6、8、10~11	
45	6、8、11~12	
46	1~2、5~6	
47	1~4、7~8、13、15~17、22~25	
48	3~5、7~11、20	
49	3、5~8、12	
50	2、4~8、12~14	
51	4~7、9、10、24~27、999	
52	10	
53	5~6、11~12	
54	3~5、7~12	
55	2~3、6	
56	3~7、18、27、29、32~33、50、52、56、58、61、75	
	78~80、82~83、88、90、95、97~98、100~101	
57	1~2、5~6、9~12、15	
58	4~9	
61	23、41~45、47、49、63、68、97、140	
	148、150、168~169、172~173、176、180、183、	
	221~222	
62	3、5、24、116	
74	1~6、8、18~20、22~27	
76	2、4~5、13~17、32~38、48~51、53	
92	59~60、62	

別表4 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
	林班	
エゾシカ	15~19	8,018.86
	23~28	
	37~64	
	70~76	
	79	
	81~86	
	89	
	93~112	
	114~115	
	117~118	

